

船員に関する特定最低賃金の審議について

- 国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、船員に適用される特定最低賃金を決定（最低賃金法第35条第3項）
- 今回は、特定最低賃金が設定されている4業種（内航、旅客、遠洋まぐろ、大型いか釣り）のうち、2業種（内航、旅客）について、公労使委員(各2名)からなる専門部会を設置



最低賃金専門部会委員名簿

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄 司 る り	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授
◎ 野 川 忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

平 岡 英 彦	全日本海員組合 中央執行委員
和 田 文 男	全日本海員組合 国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

福 島 智	太平洋汽船株式会社 常務取締役
村 田 泰	八重川海運株式会社 代表取締役

◎専門部会長

2. 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石 崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
◎ 野 川 忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

野 口 大 輔	全日本海員組合 国内局国内部副部长
平 岡 英 彦	全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

黒 瀬 康 弘	日本カーフェリー労務協会 常務理事
佐 藤 則 仁	東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長・運航管理者

◎専門部会長